

1. 保育利用相談

- ① 市役所子育て支援課に入園の相談をします。
- ② お子さんの様子をお聞かせください。（面談にて）
- ③ 入園申し込みの手続き等について説明を受け、医療的ケアに関する申し込みに必要な文書を受け取ります。
ア「主治医意見書（様式1号）」主治医→保護者→市
イ「主治医指示書（様式2号）」主治医→保護者→市
ウ「医療的ケア実施申込書（様式3号）」保護者→市
エ「医療的ケア児の保育に関する同意書（様式6号）」保護者→市

2. 利用申し込み

入園申請書類と医療的ケアに関する申し込みに必要な文書のうちア・イ・ウを市に提出します。

3. 利用調整

入園審査は通常どおり保護者の就労状況等を踏まえ、保育の必要性和必要量の認定を行います。就労状況等を点数化し、園ごとに原則点数の高い方から順に利用を決定します。
受け入れ園の看護師等の配置又は処置スペース等の環境整備が必要となる場合があります。利用調整には時間を要する場合があります。

4. 入園決定

- ① 入園する園が決定したら市より必要な書類を受け取ります。
オ「医療的ケア実施通知書（様式4号）」市→保護者
- ② 市に必要な文書を提出します。
カ「医療的ケア実施承諾書（様式5号）」保護者→市
キ「医療的ケア児の保育に関する同意書（様式6号）」保護者→市

5. 入園決定～園における医療的ケアの開始まで

受け入れ園にて、入園にむけた面談を行います。

- ・医療的ケア実施手順の確認
- ・慣らし保育の計画
- ・緊急時の連絡体制の確認
- ・必要に応じケア会議の実施